

第2章 大阪府の環境の状況と施策

ごみを減らし資源を活かすために

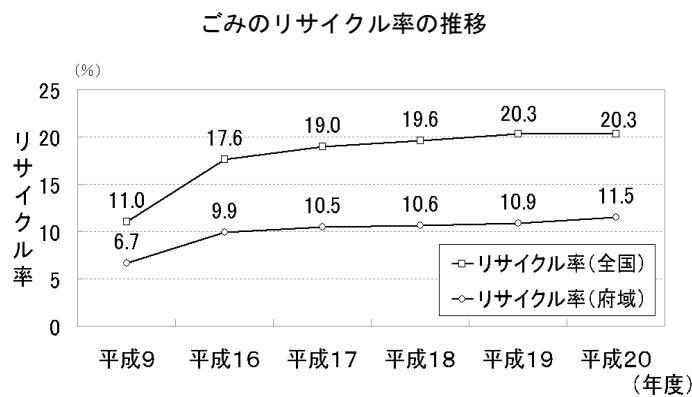
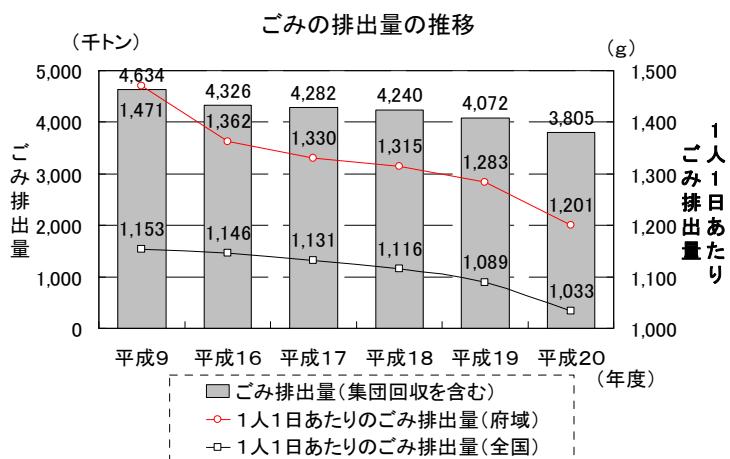
～廃棄物の減量化・リサイクルや適正処理など～

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会から脱却し、生産・流通・消費・廃棄の各段階において廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を進めることにより、持続的発展が可能な循環型社会を目指します。また、廃棄物の適正な処理を促すことにより、府民の健康で文化的な生活を確保します。

ごみ(一般廃棄物)

府域における一般廃棄物の排出量、一人一日あたりの排出量等は減少傾向に、リサイクル率は向上傾向にあります。

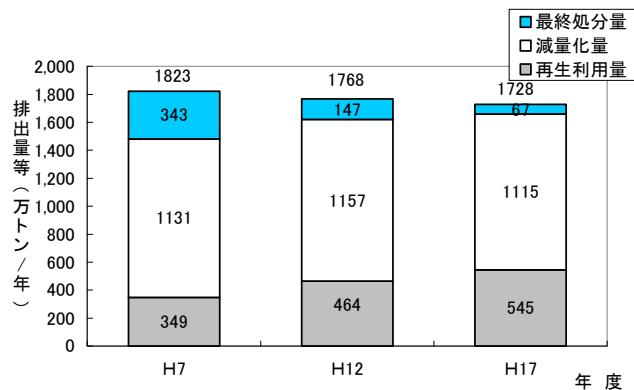
しかし、全国的に見ると、一人一日あたりの排出量、リサイクル率等の状況はワースト1となっています。その要因としては、事業系一般廃棄物の排出量が多いことなどが考えられます。



産業廃棄物

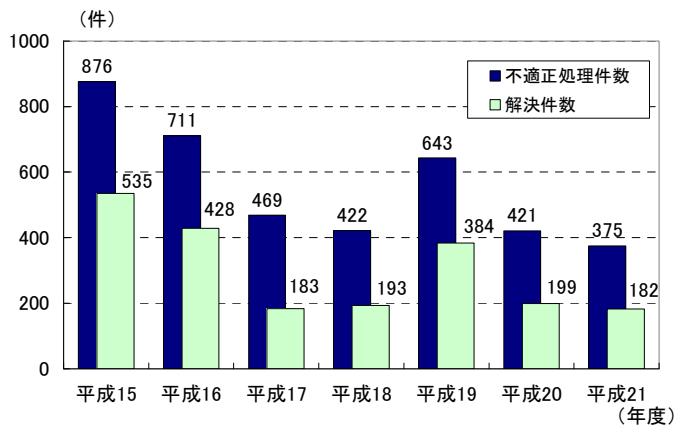
平成17年度に府域から排出された産業廃棄物は、1,728万トンとなっています。再生利用率は545万トンであり、最終処分量は67万トンとなっています。

産業廃棄物の排出量と再生利用率の推移（大阪府）



また、産業廃棄物の野外焼却・野積み・不法投棄等の不適正処理は、小規模な事案が大半であるものの依然として多発しており、また、その手口が悪質・巧妙化しています。

産業廃棄物の不適正処理件数



廃棄物の減量化・リサイクルの推進

循環型社会を形成するため、リサイクルや廃棄物の発生抑制、適正処分のための基本的な方向を示した「大阪府廃棄物処理計画」(平成19年3月改定)に基づき、平成22年度までに廃棄物の最終処分量を概ね半減(平成9年度比)させることを目指します。

○ごみの減量化とリサイクルへの取り組み

住民団体、事業者団体、市町村、大阪府などにより組織された「大阪府リサイクル社会推進会議」において、リサイクル管理票制度、エコショップ制度の普及、NO!!包装キャンペーンの実施、リサイクルフェアの開催など、ごみの減量化・リサイクルに取り組んでいます。

○リサイクル製品の普及促進

環境にやさしいリサイクル製品の普及により、リサイクルを促進するため、府内で発生した廃棄物(循環資源)を使用したリサイクル製品をなにわエコ良品(大阪府認定リサイクル製品)として認定しています。

大阪府では、これらのリサイクル製品の率先購入に取り組むほか、なにわエコ良品を手軽に購入できるよう、平成22年4月1日に、大阪府監修のなにわエコ良品専門のインターネットショップを開設しました。

大阪府認定リサイクル製品

府内で発生した廃棄物(循環資源)を使用し、府内の工場で製造した製品で、一定の基準に適合するものを大阪府知事が認定します。



このマークが目印です。

○家電品などの適正なリサイクルの推進

テレビ、エアコンなどの家電4品目については、再生資源業者を活用し、消費者の負担軽減を図る「家電リサイクル大阪方式」を推進しています。また、容器包装リサイクル法や自動車リサイクル法などのリサイクル関連諸法による適正なリサイクルを推進しています。

○「大阪府エコタウンプラン」の推進

平成17年7月に国から承認された「大阪府エコタウンプラン」を推進するため、関係自治体とエコタウン事業者による推進協議会において、国内外からの各リサイクル施設への見学者を受け入れるとともに、展示会への出展等を通じて、エコタウンに関する情報の発信に努めています。

廃棄物の適正な処理の推進

○産業廃棄物の不適正処理の根絶

産業廃棄物の野積みや野外焼却等の不適正処理の未然防止を図るために、排出事業者や処理業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付の徹底等による産業廃棄物の適正処理を指導するとともに、土地所有者等への土地の適正管理等の啓発・指導を行っています。

また、廃棄物処理法と循環型社会形成推進条例を効果的に運用し、不適正処理の迅速な解決を図っています。



産業廃棄物の不適正処理現場

○放置自動車対策の推進

「大阪府放置自動車の適正な処理に関する条例」(平成16年3月制定)に基づき、府の所有地・管理地に放置された自動車の所有者究明を行い、判明した所有者に自主撤去の指導を行うとともに、所有者不明の場合には迅速・適正な処分を行うなど放置自動車の撲滅に努めています。

○P C B廃棄物対策

P C B廃棄物の適正な処理を推進するため、事業者に適正保管・処理を指導するとともに、日本環境安全事業株式会社によるP C B廃棄物の広域処理を促進しています。また、国と都道府県が拠出した基金を通じて、中小企業が負担するP C B処理費用を軽減しています。

私たち一人ひとりができること

- 本当に必要なものかよく考えてから購入しましょう。
- 「エコショップ」を利用したり、ごみ減量化・リサイクルに配慮した商品や再生資源を使用した商品を購入しましょう。
- 買い物袋を持参し、包装紙や袋は辞退しましょう。
- びん、缶、ペットボトル、牛乳パックやトレー、卵パックなどは捨てずにリサイクルに協力しましょう。

地球環境を守る地域社会に

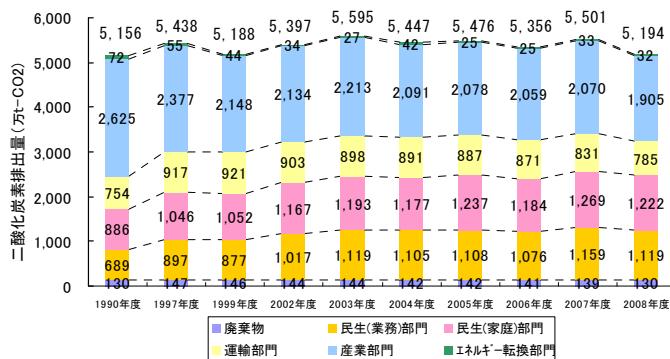
～地球温暖化やヒートアイランド対策など～

現在、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球的規模の環境問題の進行とともに、ヒートアイランド現象のような大都市・大阪特有の環境問題も顕在化しています。次代を担う子どもたちに豊かな環境を引き継ぐために、わたしたち一人ひとりが身近な環境を守ることが地球環境の保全につながるということを認識し、行動していくことが必要です。

温室効果ガスの排出量

地球温暖化の原因となる温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど）の2008（平成20）年度の府内における排出量は、1990（平成2）年度から8.4%減少しています。また、温室効果ガス排出量の9割以上を占める二酸化炭素の排出量は5,194万トンで、1990（平成2）年度から0.7%増加していますが前年度から減少しています。大阪府では、2010（平成22）年度の温室効果ガス排出量を1990（平成2）年度から9%削減することを目標に、省エネエネルギー対策の推進や新エネルギー等の普及促進などの取組みを進めています。

大阪府内の二酸化炭素排出量の推移



(注)1. 排出量は、各年度の全国の電力排出係数を用いて算定している。
2. 四捨五入の関係で、各欄の合計と合計の値が一致しないものがある。

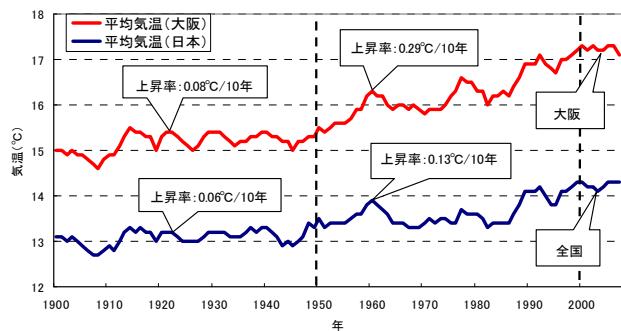
ヒートアイランド現象の状況

大阪では、過去100年間で平均気温が2.1℃上昇し、全国平均の1.0℃を大幅に上回っており、この差の1.1℃がヒートアイランド現象の影響と考えられています。

また、真夏日、熱帯夜の日数もここ30年間で著しく増加しており、平成21年は真夏日が73日（平成20年：71日）、熱帯夜が27日（平成20年：42日）でした。

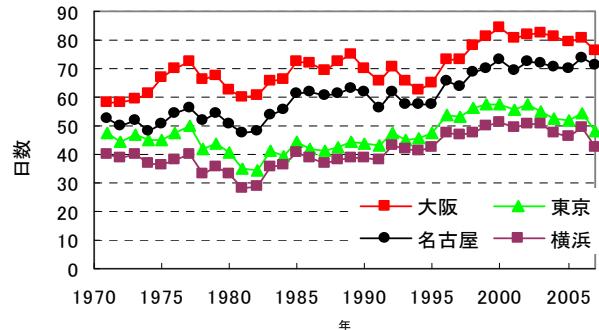
大阪・全国における年平均気温の推移

(5年移動平均)



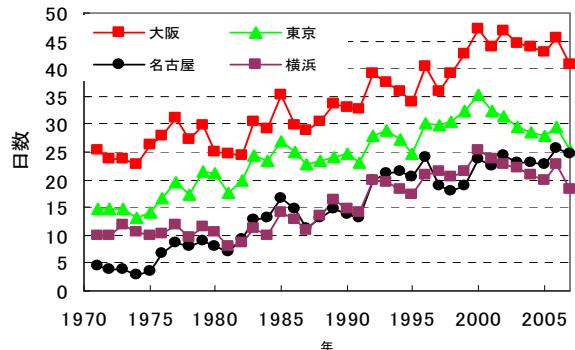
大都市における真夏日数

(5年移動平均)



大都市における熱帯夜数

(5年移動平均)



【真夏日】日最高気温が30°C以上の日のこと。

【熱帯夜】夜間の最低気温が25°C以上の日のこと。

地球温暖化対策の推進

「大阪府温暖化の防止等に関する条例」に基づき、事業活動における温室効果ガスや人工排熱の計画的な排出抑制対策を推進するとともに、建築物の省エネルギー等の環境配慮を推進しています。

対策の一層の普及促進を図るため、同条例の規定に基づき、温暖化防止の模範となる特に優れた取組みを行った事業者を「おおさかストップ温暖化賞」として、環境配慮の模範となる建築物を「大阪サステナブル建築賞」として表彰しています。

また、「大阪府庁エコアクションプラン－地球温暖化対策大阪府実行計画－」(平成17年9月策定)に基づき、府の事務事業においても温室効果ガスの排出抑制に努めています。

さらに、家庭や企業における省エネルギー行動を促進するため、毎月16日を「ストップ地球温暖化デー」とするとともに、普及啓発の拠点となる「大阪府地球温暖化防止活動推進センター」や地球温暖化防止活動推進員と連携して、府民に対する環境情報の提供や家庭・学校などの啓発活動を実施しています。

ストップ地球温暖化デー

2005年2月16日に京都議定書が発効されたことにちなんで大阪府では毎月16日を「ストップ地球温暖化デー」として地球にやさしい行動(エコアクション)を実施しています。



ストップ地球温暖化デー ポスター

家庭でできる取り組み10項目		
取り組み	年間CO ₂ 削減量	年間節約額
冷房の温度を1°C高く、暖房の温度を1°C低く設定する	約33kg	約1,800円
週2日往復8kmの車の運転をひかえる	約184kg	約9,200円
毎日5分間のアイドリングストップを行う	約39kg	約1,900円
待機電力を50%削減する	約60kg	約3,400円
シャワーを1日1分家族全員が減らす	約69kg	約7,100円
毎日風呂の残り湯を洗濯に使いまわす	約7kg	約4,200円
毎日、ジャーの保温を止める	約34kg	約1,900円
家族が同じ部屋で過ごし、暖房と照明の利用を2割減らす	約238kg	約10,400円
毎日買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ	約58kg	—
テレビを見る時間を1日1時間利用を減らす	約14kg	約800円

出展:全国地球温暖化防止活動推進センター<2007.4改訂版>

○大阪版カーボン・オフセット制度推進事業

温室効果ガス排出削減クレジットの売り手(中小事業者)のシーズと買い手(大規模事業者等)のニーズをマッチングする大阪独自のカーボン・オフセット制度を構築し、中長期の温暖化対策に不可欠な中小事業者の温室効果ガス排出削減対策を推進しています。

○民間事業者省CO₂設備導入支援事業

大阪府グリーンニューディール基金を活用し、民間事業者が高効率ボイラーやLED照明等の省CO₂設備を導入する際の資金の一部を補助することにより、民間事業者の地球温暖化対策を推進しています。

○自然公園のLED等省エネ照明の率先導入事業

大阪府グリーンニューディール基金を活用し、明治の森箕面国定公園の中核施設であるビジターセンターにおいて、省エネ効果の高いLED照明器具を率先導入しました。これにより、CO₂の排出を削減するとともに、府民への地球温暖化防止の意識啓発に繋げていきます。



箕面ビジターセンターのLED照明

環境に配慮したエネルギー利用の促進

○エコ燃料実用化地域システム実証事業

自動車の二酸化炭素排出削減策として有効なバイオエタノール3%混合ガソリン（E3）の普及拡大を図るとともに、E3よりさらに大幅な二酸化炭素削減効果の見込める高濃度バイオ燃料（E10等）への導入に向けた実証事業を実施しています。

現在、E3については18か所で一般販売中です。高濃度バイオ燃料については、知事公用車をはじめ34台のE10対応車を用いて走行実証を実施しています。



知事公用車（E10対応車）の納車式

○燃料電池自動車普及促進事業

水素は、次世代のクリーンエネルギーとして注目されており、水素を燃料とする燃料電池は、環境対策、さらには産業振興の面から普及が期待されています。大阪府は、平成16年度から公用車に燃料電池自動車（F C V）を率先導入し、府内の各種イベントに参加して、試乗会等を実施するとともに、在阪の产学研官13団体で構成する「おおさかF C V推進会議」（事務局：大阪府）の活動を通じて、水素・燃料電池の普及啓発を行っています。

また、国の「水素・燃料電池実証プロジェクト」を推進するため、平成19年度に設置された大阪府庁と関西国際空港の2か所の水素ステーションの活用や、燃料電池車いすやカートなど各種燃料電池機器の実証実験への協力をしています。



燃料電池自動車と水素ステーション

○バイオマスの利活用の推進

生物由来の有機性資源であるバイオマスの利活用は、地球温暖化対策として注目されています。平成16年3月に「森林バイオマス利用推進行動計画」を策定し、公共事業での木材の利用促進をはじめ、木質ペレット化によるエネルギー利用の推進を行うなど、森林から得られる間伐材などの利用を進めています。

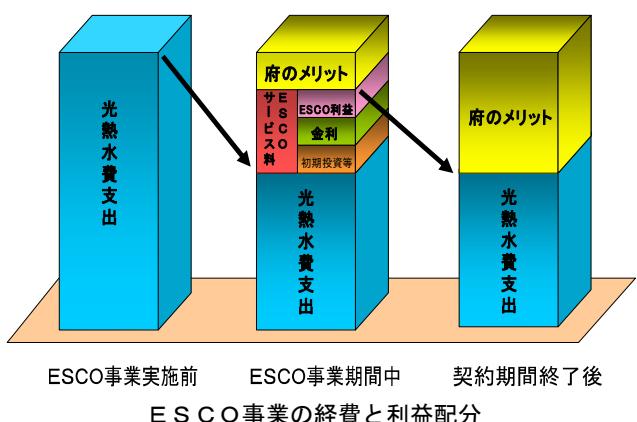
また、平成18年3月に「大阪府バイオマス利活用推進マスターplan」を策定し、多岐にわたるバイオマスの利活用を総合的に進めています。

○民間資金活用型 E S C O (Energy Service Company) 事業の推進

民間の資金・ノウハウを活用して、既存の庁舎・病院などの省エネルギー化改修を図り、省エネにより削減された光熱水費の一部で改修費用を償還するとともに、残余を府の経費削減効果とする事業であり、大阪府が全国自治体で初めて事業を開始しました。

初期投資を行うことなく、省エネによる環境対策や光熱水費削減が図れます。

自己資金型E S C O事業を含めると、平成22年4月時点で、母子保健総合医療センターや男女共同参画・青少年センターなど20施設でE S C O契約しており、二酸化炭素削減量は約1万3千トン-CO₂/年（計画値）に達しています。



オゾン層保護対策の推進

オゾン層を破壊し、地球温暖化にも影響を及ぼすフロンガスの排出を抑制するため、「フロン回収・破壊法」や「自動車リサイクル法」に基づきフロン類回収業者の登録を行うとともに、立入検査の実施などにより、フロン類の回収を徹底しています。

ヒートアイランド対策の推進

平成 16 年 6 月に、2025 年までに住宅地域の熱帯夜数を 3 割削減することなどを目標とした「大阪府ヒートアイランド対策推進計画」を策定し、建築物の敷地や屋上の緑化促進、校庭の芝生化、高反射塗装、透水性舗装、下水高度処理水や農業用水などを活用した打ち水、雨水利用の促進、公園緑地の整備など、総合的かつ計画的に施策を推進しています。

平成 21 年度は、これまで実施してきた「モデル事業」の成果を活用し、「ヒートアイランド対策ガイドライン」の普及に取り組みました。

大阪市中心部のモデル街区（大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺街区）においては、国の補助事業を活用した民間事業者によるヒートアイランド対策の集中的な取組みを大阪市、地球温暖化防止活動推進センターと連携して促進しています。

産学官民の連携組織である「大阪ヒートアイランド対策技術コンソーシアム」においては、対策技術の研究・普及などに取り組んでいます。

また、自然環境保全条例に基づき、一定規模以上の敷地における建築物の新築、増改築を行う建築主に対し緑化を義務付け、温暖化の防止等に関する条例に基づき、事業者の事業活動に伴う人工排熱の抑制や、建築物の新築、増改築を行う建築主にヒートアイランド対策を促進しています。

さらに、地元市、N P O 等と連携して、北大阪地域や東大阪市の荒本などにおいて、下水高度処理水や雨水を利用した打ち水の取組みなど、エコアクションの実践を呼びかける啓発活動を実施しました。



打ち水の様子



ジオ千里桃山台



株式会社大西本社ビル



八尾市立リサイクルセンター

おおさか優良緑化賞 大阪府知事賞（3施設）

私たち一人ひとりができること

- 自らの行動スタイルを見つめなおしてみましょう。
- 買い物や外出は、自転車や公共交通機関を利用しましょう。
- 水を出しっぱなしにするのはやめましょう。
- テレビやあかりなどのつけっぱなしはやめましょう。
- エコマーク商品や省エネ型商品などグリーン商品を選びましょう。
- 冷房温度は 28 度、暖房温度は 20 度を目安にしましょう。
- 環境保全活動に参加してみましょう。

きれいな空気で、静かなまちに

～大気環境の保全、騒音対策など～

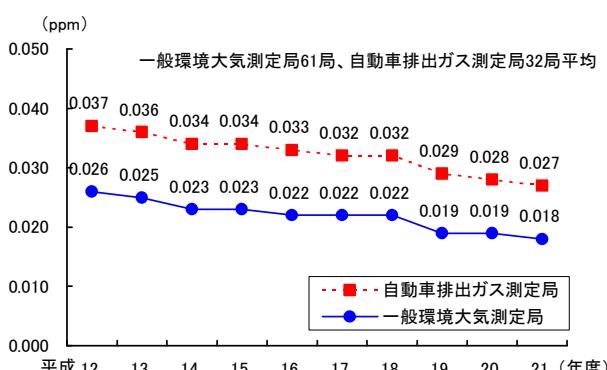
きれいな空気で、静かなまちを目指して、新たな手法を取り入れながら、環境保全の取組みを進めています。特に、私たちの生活に便利な自動車による大気汚染や騒音・振動が社会問題となっており、府民、事業者、民間団体、行政がお互いに協力して、さまざまな対策を進めていくことが求められています。

大気・騒音の状況

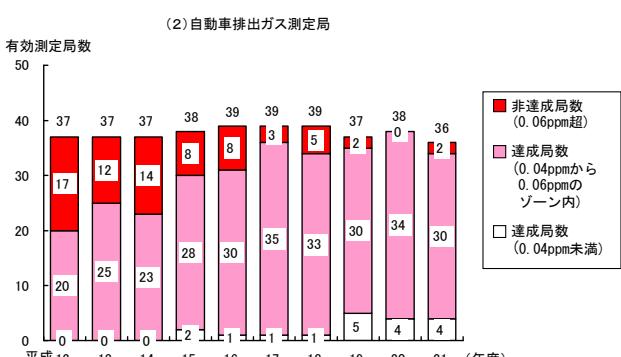
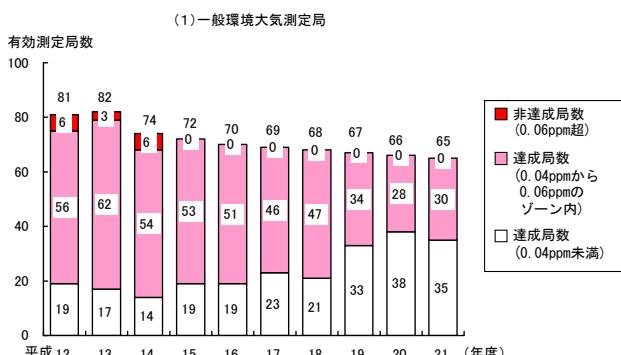
○二酸化窒素（NO₂）

年平均濃度は緩やかな改善傾向にあり、平成21年度の環境保全目標達成率は、一般環境大気測定局で7年連続100%、及び自動車排出ガス測定局で94.4%でした。

二酸化窒素濃度（年平均値）の推移



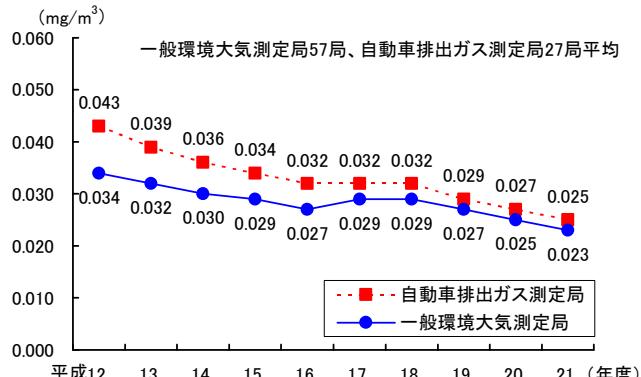
二酸化窒素の環境保全目標達成状況の推移



○浮遊粒子状物質（SPM）

年平均濃度は緩やかな改善傾向にあり、平成21年度は、平成20年度に引き続き、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局の全ての測定局で環境保全目標を達成しました。なお、平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）については、今後測定体制を整備していきます。

浮遊粒子状物質濃度（年平均値）の推移



○騒音の状況

平成21年度の環境保全目標の達成率は、一般地域では77.2%、道路に面する地域では91.9%でした。

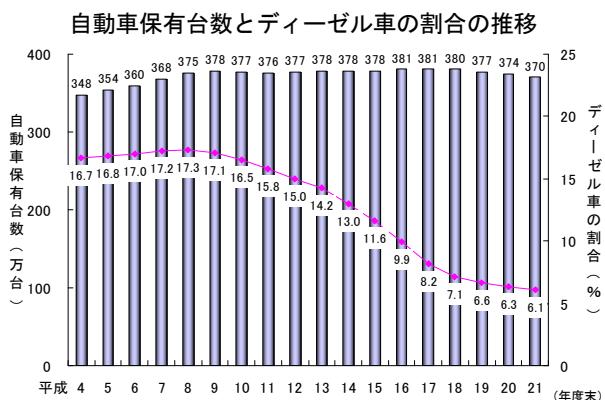
騒音に係る環境保全目標達成状況（平成21年度）



自動車排出ガス対策

府域の自動車保有台数は約370万台と、平成17年度をピークに減少傾向にあり、環境負荷の大きいディーゼル車の割合も、平成8年度をピークに減少しています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標達成に向けて、平成15年7月に「大阪府自動車NO_x・PM総量削減計画」を策定し、低公害車などの普及促進やグリーン配送など、ディーゼル車を中心とした対策を推進しています。また、生活環境の保全等に関する条例により、車種規制が適用されていない対策地域外からの流入車規制を、平成21年1月から実施しています。



○低公害車などの普及促進

天然ガス自動車などの低公害車普及のため、府の公用車への率先導入、大阪府の本庁駐車場における低公害車の駐車料金割引制度などに取り組んでいます。

さらに、排出ガス性能が良く二酸化炭素排出量の少ない多様なエコカーの普及拡大に向けて、大阪自動車環境対策推進会議において、包括的な戦略である「大阪エコカー普及戦略」を平成21年12月に策定しました。



電気自動車

○グリーン配送の推進

大阪府が購入する物品についてグリーン配送（物品の配送にあたり環境負荷の少ない車を使用すること）を導入するとともに、民間事業者へ普及拡大させるため、「大阪グリーン配送推進運動」を進めています。

○事業者に対する指導の強化

自動車NO_x・PM法に基づき、30台以上の自動車を使用する事業者から提出のあった自動車使用管理実績報告書などにより、低公害車の導入・車両走行量の削減や環境にやさしい運転（エコドライブ）の取組みを指導しています。

○流入車対策の推進

総量削減計画の目標である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境保全目標の確実な達成を図るため、平成21年1月1日から、自動車NO_x・PM法の排出基準を満たさないトラック・バス等が府域の対策地域を発着地とする運行を規制しています。



適合車等標章（ステッカー）

騒音・振動対策

○自動車騒音・振動対策

遮音壁や低騒音舗装などの道路構造対策や最高速度規制などの交通流対策など、関係機関の連携のもと実施しています。

地球温暖化対策として
も期待される間伐材を
有効活用した「木製低層
遮音壁」



○近隣騒音対策

深夜におけるカラオケ装置などの音響機器の使用を原則として禁止しているほか、商業宣伝を目的とした拡声機の使用について制限を設けています。また、ピアノや自動車の空ぶかしなどの生活騒音の防止のための啓発などに努めています。

私たち一人ひとりができること

- 通勤・通学には電車・バスを利用しましょう。
(毎月20日は「ノーマイカーデー」です。)
- より低公害な自動車に乗り換えましょう。
- おだやかなアクセル操作や無用なアイドリングの停止など、エコドライブを心がけましょう。
- 夜間、早朝のテレビ、オーディオなどの音量はできるだけ小さくしましょう。
- ピアノなどの楽器の練習は窓を閉め、時間帯に気をつけましょう。

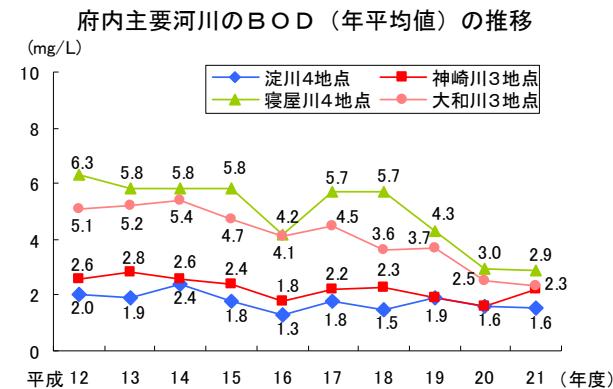
きれいな水、潤いとやすらぎのある水辺に

～水循環の再生、水環境の保全など～

自然の大きな水循環は、水の汚れを浄化するとともに、豊かな水の流れを生み出します。水循環の再生や潤いとやすらぎのある水辺環境を保全・創造するために、水質の改善はもとより、より一層の水源のかん養や水の効率的な利活用などに取り組む必要があります。

河川の環境

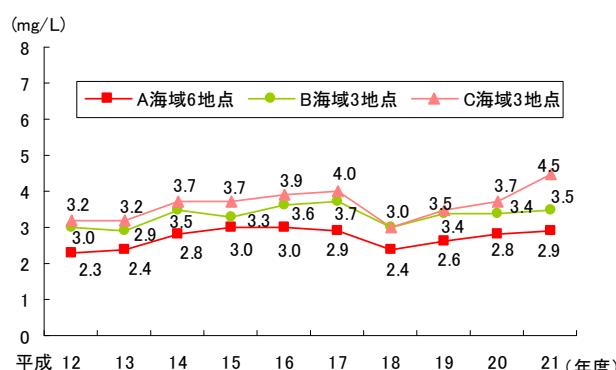
河川の水質は全体的に改善の傾向がみられます。河川の汚れ具合を示すBOD（生物化学的酸素要求量）の環境保全目標達成率は、平成21年度は82.5%と前年度に引き続き、調査開始以来最高の達成率となりました。



海の環境

海（大阪湾）の汚れ具合を示すCOD（化学的酸素要求量）の値は長期的には概ね横ばいで、依然として、環境保全目標未達成の地点があります。平成21年度のCOD環境保全目標達成率は40.0%でした。要因としては、河川などからの汚濁物質の流入に加えて、窒素・りんなどの栄養塩の流入による湾内での植物プランクトンの増殖がCODを増加させることが考えられます。

大阪湾のCOD（大阪府測定期点・表層年平均値）の推移



水循環の再生

○雨水利用の促進

雨水を活用したまちづくりを推進するため、「おおさかレインボウふろじえくと！」を推進し、平成17年度から3年間、府民、NPO等と協働で雨水利用のモデル事業を実施しました。現在は、モデル事業の成果を活用し、市民団体及び市町村等と連携を図り、雨水タンクの設置促進や出前講座の実施等、より広く府民への普及啓発を行っています。

これらの取組みは、ホームページなどで広く情報発信し、雨水利用の普及啓発を進めています。



保育園での環境学習

○寝屋川流域水循環系の再生

「寝屋川流域水循環系再生構想」(平成15年6月策定)を基に、寝屋川流域の水質・水量の回復を図るための短期的施策として、地域住民などとの連携により10年間で流域全体でのBOD5mg/Lを目標とする「第二期水環境改善緊急行動計画」(清流ルネッサンスII)を平成16年5月に策定しました。

主な施策内容は、下水道の整備促進、高度処理の推進、合流式下水道の改善、下水高度処理水や他河川からの導水、多自然浄化、ヘドロの浚渫などです。

○健全な水循環の構築に向けた取組み

見出川において、水質の改善や、健全な水循環の再生をめざし、見出川流域水循環再生協議会（平成19年度設立：地元市民団体、小学校、学識経験者、行政等で構成）が中心となって、水循環再生計画を策定するとともに、清掃活動や普及啓発を実施しています。



見出川の清掃活動

水環境の保全

○生活排水対策

『洗剤 お風呂 洗い物 ちょっとの工夫できれいな川に』 台所、風呂、トイレなどから出る私たちの生活排水が河川や海を汚す主な原因となっています。

このため、下水道の整備や合併処理浄化槽の設置促進などを進めるとともに、2月を生活排水対策推進月間と定め、各家庭での一人ひとりの取り組みを呼びかけています。

⇒（右欄）「私たち一人ひとりができること」参照。

くらしの汚れはどれくらい？

汚れのもと ()内の量を捨てたら	魚がすめる水質(BOD:5mg/L程度) にするために必要な水量は風呂 おけ何杯分(風呂おけ1杯 300L)
使用済みの油 (20ml)	20杯分
中濃ソース (15ml)	1.3杯分
みそ汁 (180ml)	4.7杯分
牛乳 (200ml)	11杯分

参考資料：環境省「生活排水読本」

○下水道の整備

生活排水を適切に処理する主要な対策として、下水道の整備を推進しています。平成21年度末現在の下水道普及率は府内全体で93.7%となっています。

○浄化槽整備事業の推進

生活排水対策やトイレの水洗化による生活環境の改善に効果的な浄化槽の設置を促進するため、個人が浄化槽を設置する際の費用の一部を助成する「浄化槽設置整備事業（個人設置型）」及び市町村が主体となって各戸に浄化槽を設置し、住民から使用料を徴収して管理運営する「浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）」を実施する市町村に対して、引き続き府費補助金を交付するなど、より一層の浄化槽整備を図っています。

○大阪湾の再生

「大阪湾再生推進会議」（国と関西10府県市等により構成）において策定された「大阪湾再生行動計画」に基づき、海の環境の回復に向けて、漁業者やNPO等と連携した「魚庭（なにわ）の海づくり大会」や藻場の造成等の取組みを実施しています。

また、大阪湾の汚濁機構の解明や、多様な主体の参画による環境モニタリングネットワークの構築のため、産官学民が連携して「大阪湾再生水質一斉調査」を実施しています。

さらに、将来を担う子どもたちに大阪湾の環境の大切さを引き継ぐことをテーマに、大阪湾沿岸23自治体で構成する「大阪湾環境保全協議会」において平成20年度に作成した「大阪湾かるた」等を用い、参加型の普及啓発事業を実施しています。



大阪湾かるた

私たち一人ひとりができること

- 食べ残しや飲み残しが出ないよう、料理は必要な分量を作り、食器には食べきれる（飲みきれる）分だけを入れましょう。
- 食器や鍋の汚れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。

化学物質を適正に取り扱うために

～自主管理の促進、汚染の調査・対策など～

私たちのまわりでは、多くの化学物質が使用され、便利な生活を与えてくれる一方、取り扱い方をまちがえると、環境中に大量に放出され、思わぬ環境汚染を引き起こす場合があります。こうしたことにならないよう、排出規制や汚染の調査・対策を進めるとともに、事業者自らも化学物質を適正に管理することで排出を抑制していくことが重要です。

ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場の立入検査を実施して、ダイオキシン類の排出量削減対策の徹底を指導するとともに、大気、水質などの状況を調査しています。

平成 21 年度における府内でのダイオキシン類の排出量は 6.0g で、環境保全目標の達成率は大気、海域水質・底質、地下水、土壤が 100%、河川水質が 95.5%、河川底質が 97.0% でした。



土壤・地下水汚染対策

○土壤・地下水汚染対策

土壤・地下水汚染による府民の健康への影響を防止するため、「土壤汚染対策法」と「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、土壤・地下水汚染に関する調査や対策が適切に行われるよう土地所有者などに対する指導を行っています。平成 22 年 3 月に上記条例を改正し、汚染区域の指定の二分化や、汚染土壤の搬出規制の追加などを行いました。

○地盤沈下対策

地盤沈下を未然に防止するため、地盤沈下観測所で地下水位・地盤沈下量を常時監視するとともに、府内の地下水採取量の把握と適正な採取の指導を行っています。

アスベスト対策

○アスベスト飛散防止対策

中皮腫や肺がんなどの原因と言われているアスベストから府民の健康を守るために、「大気汚染防止法」、「生活環境の保全等に関する条例」に基づく建築物解体作業現場などの立入検査や、府有施設における吹付アスベストの除去などの対策を進めています。

また、府内における大気環境中のアスベスト濃度の実態調査や、アスベストの健康影響などの調査を実施するとともに、アスベスト対策のホームページやリーフレット配布を通じて、府民への情報提供を行っています。



アスベスト解体現場パトロール

○府有施設のアスベスト対策

アスベストによる健康被害を防ぐため、府有施設において使用されている吹付けアスベストの除去対策工事を進めるとともに、空気環境測定等の定期点検を実施しています。

○民間建築物アスベスト対策の促進

吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、順次、立入検査を実施し、劣化等により、衛生上著しく有害となる恐れがあると認められる場合には、建築基準法に基づき、所有者等に対して、除去等必要な措置を講じるよう指導しています。

化学物質に係る自主的管理の改善の促進

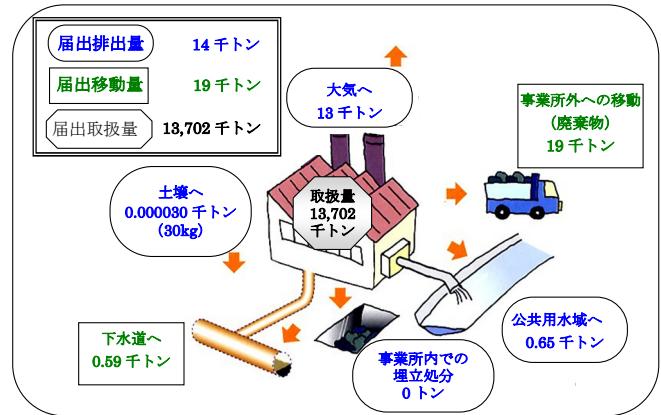
「P R T R 法」に基づく化学物質の排出量等の届出とともに、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、平成21年度から取扱量等の届出を開始し、事業者による化学物質の自主的管理を促進しています。

平成 20 年度の府域における P R T R 法と府条例による化学物質の届出排出量は 14,114 トンでした。また、P R T R 法による化学物質の届出排出量と届出外排出量の合計は 19,642 トンで、全国の約 4.0% を占めていました。

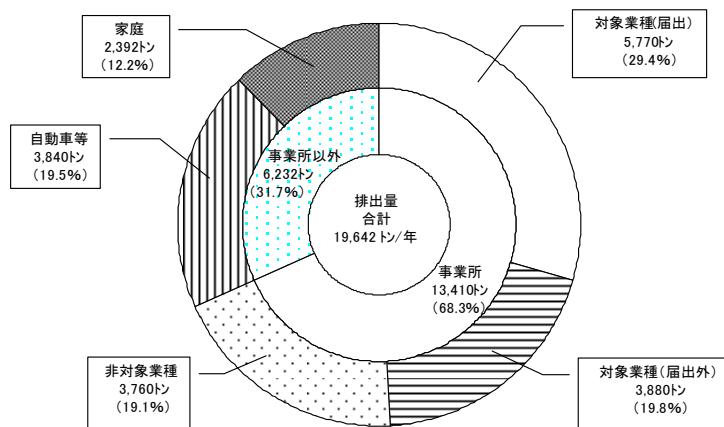
P R T R

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register) とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量などを把握するしくみです。

事業者は自ら化学物質の管理を行うとともに、排出量・移動量を把握して国に届け出ます。国は届出データの集計・届出以外の排出量の推計を行い、公表しています。



府域における化学物質の届出排出量・移動量・取扱量
(平成 20 年度分の PRTR 法及び府条例による届出集計結果)



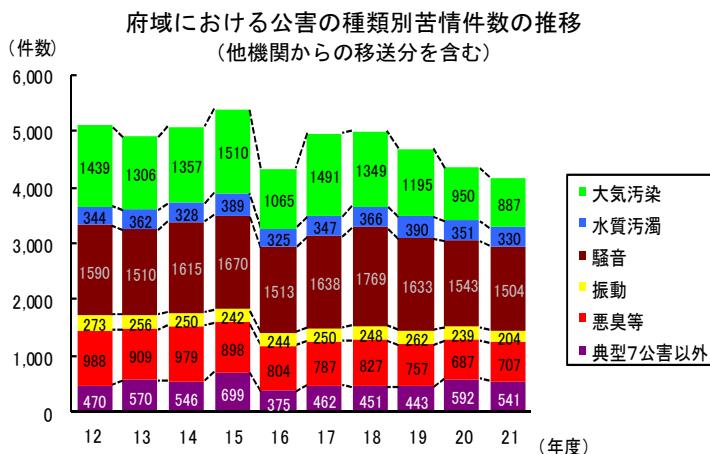
府域における化学物質の排出量

(平成 20 年度分の PRTR 法による届出排出量及び届出外排出量の合計)

公害の苦情やその解決のために

○大阪府域における苦情の状況

公害等調整委員会の公害苦情調査結果によると、依然として公害に関する多くの苦情が市町村等に寄せられています。



○公害審査会

公害に関する紛争の解決手段の一つとして大阪府には公害審査会が設置されています。公害審査会は弁護士及び学識経験者で構成され、典型七公害に係る紛争を解決するため、あっせん、調停、仲裁を行っています。

豊かな自然との共生や文化が実感できるまちに

～都市と自然が共生する魅力ある地域づくりなど～

自然や歴史・文化、景観は、地域の魅力を決めるバロメーターであり、府民、事業者、民間団体、行政といつたすべての主体の協働のもと、これらを守り、育て、活用して、都市と自然が共生した個性的で魅力あふれる地域の実現を目指します。

種の多様性の保全

府域には1万種を超える生物が生息・生育していると予想され、中には、北摂山系に棲む特別天然記念物のオオサンショウウオや淀川のわんどに棲む天然記念物のイタセンパラなどもいます。種の多様性の保全のため、イタセンパラなどの希少種の保護・増殖技術の開発や淀川のわんどにおける密漁などに対するパトロールなどの保護活動を行っています。



淀川のわんど

○ビオトープの保全・創出

いきものが生息する空間(ビオトープ)を確保し、創造するため、湿地の保全を進めるなどビオトープの保全・回復・創出や、ビオトープの基本的な考え方、適用事例を紹介し、普及・啓発に努めています。

貴重な自然の保全

府域に残された貴重な自然環境を有する自然環境保全地域やミドリシジミ類の蝶（通称ゼフィルス）、ラン科植物など貴重な動植物が生息・生育する緑地環境保全地域について適正な保全・管理を図っています。

森林環境の保全

地球温暖化防止や生物多様性確保など、森林の公益的な役割に対する府民の期待が一層高まっている

ことから、治山事業や造林事業などの森林整備対策を推進する一方、アドプトフォレストによる企業参加の森づくりや、おおさか「山の日」を通じて府民協働による森林整備を進めるなど、多様な主体の連携・協働による森づくりを推進しています。

また、生駒山系花屏風構想の取組みを推進しています。大阪の市街地から見渡せる生駒山系を屏風に見立て、府民との協働で花木や紅葉の美しい樹木を植樹し、府民に愛される自然資源として整備することにより、森林への関心を高めるとともに、放置森林問題への理解を深めてもらいます。



植栽活動の様子

自然環境の保全と創出

○自然公園の整備・管理

明治の森箕面国定公園、金剛生駒紀泉国定公園などの自然公園における自然景観、生態系の保全や“自然とのふれあいの場”の創出のため、自然公園施設の整備・管理を行っています。

○「共生の森」づくりの推進

府民やN P Oなど多様な主体との協働により、大阪府堺臨海部の廃棄物最終処分場（堺第7-3区）での大規模な森林・ビオトープ空間などの自然環境の創出再生を目指した「共生の森」の整備に向け、森づくり活動などを進めています。

自然環境とのふれあいの場の活用

○オアシス整備事業・いきいき水路整備事業

地域の貴重な環境資源であるため池を、水と緑に包まれたオアシスとして総合的に整備するなど、地域の快適な環境づくりを推進しています。

また、農業用水路の改修においても、防災対策を実施するとともに親水護岸や水生植物帯などを設け、周辺小学校の環境学習の場としての活用など、地域が一体となった水辺環境づくりを推進しています。



オアシス整備事業

狭山副池（大阪狭山市）



小学生による活動の様子

長瀬川（八尾市）

緑豊かなまちづくりの推進

「みどりの風を感じる大都市」の実現に向けた今後のみどり施策の推進方向や実現戦略を示すため、「みどりの大阪21推進プラン」とび「大阪府広域緑地計画」の2計画を統合し、「みどりの大坂推進計画」を平成21年12月に策定し、府民が実感できるみどりづくりに取り組んでいます。

周辺山系やベイエリアの豊かな自然が街をつつみ、それらの自然が河川や道路を軸として街へと導かれ、そして街の中でも都市公園をはじめとする緑の拠点が緑道や街路樹などでつなげられている「みどりのネットワーク」を形成します。

特に、「みどりのネットワーク」において、効果的にクールスポットを形成するため、海と山が近接し、海陸風が吹いている大阪の地形特性とみどりが持つクーリング効果を活かして、河川や道路などの空間、その周辺をみどりでつなぐことによる「みどりの風の軸」の形成を目指します。

そのため、主要道路や河川を軸に、実感できるみどりを増やすため、沿線の民有地を含めた区域を「みどりの風促進区域」として定め、軸となる道路等への緑化の重点化、沿線の民有地における都市計画上の規制緩和等による緑化誘導、府民や企業等との協働等による緑化の推進により、都市施設等と民有地とが一体となった緑化空間を重点的に創出します。

また、民有地のみどりの保全、創出のため、建築物緑化促進制度の推進や、助成事業による新たなみどりの創出に努めています。

○民間施設のみどりづくり

緑化スペースの確保が困難な都市部の緑化の推進を図るため、地域のモデルとなる公共性・公開性のある民間施設の接道部・屋上・壁面などの緑化や学校の運動場を芝生化するなどの地域緑化活動に対して助成をおこなっています。また、地域の人々が協働して行う緑化活動などへの樹木の配付や、学校や道路等の緑化への活用を目的とした、小中学校での花苗育成活動の支援（みんなで育てる花いっぱいプロジェクト）など多様な都市緑化の普及・啓発に努めています。

○都市公園の整備・管理

都市内の身近な緑地であり、自然の拠点である都市公園の面積は、平成20年度において、4,541haで、府民1人あたり5.2m²となり、全国平均の9.5m²を下回っています。このため、環境学習や憩い、やすらぎの場や、生きものとふれあえる場の創出のため、都市公園の整備・管理を行っています。

農空間の保全と活用

農空間の持つ防災、景観形成、環境保全などの公益的機能を保全していくため、平成20年4月施行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に定める農空間保全地域制度に基づき、農業者、府民が一体となった農空間の保全と活用に取り組んでいます。

○農空間保全地域制度の推進

都市農業と農空間の公益的機能の発揮、府民の健康的で快適な暮らしの実現、安全で活気と魅力に満ちたまちづくりを目標に、多くの府民が公益的機能を実感し、その恩恵を享受できるよう、遊休農地の利用促進を図ります。このため、農道や用水路などの整備により、耕作条件の改善を図るとともに、遊休農地の貸し借りによる農地の利用促進など、農空間の保全と活用を進めています。



学習農園づくり 喜志地区（富田林市）

美しい景観づくりの推進

○美しい景観への関心づくり

府民の積極的なまちづくりへの参加を促し、魅力あるまちづくりを進めるため、まちづくり功労者の表彰などを実施しています。

また、個性あふれる美しい景観づくりを推進するため、「大阪都市景観建築賞（大阪まちなみ賞）」を設け、景観上優れた建築物やまちなみを表彰しています。



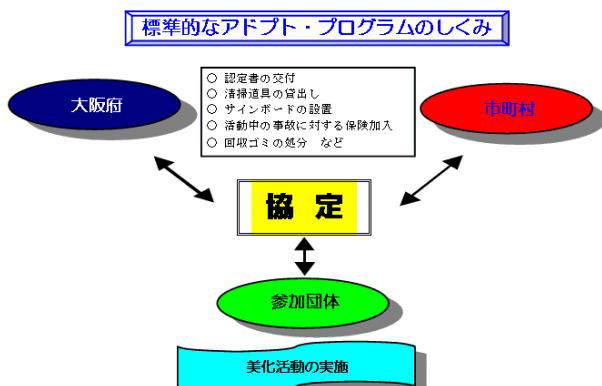
「淀屋橋 odona」

（第 29 回大阪都市景観建築賞 大阪府知事賞）

さらに、府内にある美しいまちなみを改めて見つめなおし、守り育てるため、また、国内外から大阪を訪れる人々に感動を与えるような、景観上優れたまちなみなどを広く知ってもらうため、「大阪まちなみ百景」の選定を行い、ホームページを通じ、広く紹介しています。

○景観づくり活動の展開

地域に愛され、大切にされる美しい道路づくり、川づくり、海岸づくりを目指し、快適な道路や河川・海岸環境を創出するため、大阪府では市町村と協力して、地元自治会や企業などの団体が、自主的に行なう清掃や緑化などのボランティア活動を支援する『アドプト・プログラム』を実施しています。



人と野生鳥獣との共生

人と野生鳥獣が適切な関係を構築し共存できるよう、「第 10 次鳥獣保護事業計画」に基づき、鳥獣保護区の指定、傷病鳥獣の救護、狩猟や有害鳥獣捕獲の適正な実施を指導するなど野生鳥獣の保護管理に努めています。また、生態系等に被害を与える外来生物（アライグマ等）の防除を推進しています。

歴史的文化的環境の形成

○歴史的文化的遺産の保存と活用

史跡・建造物・美術工芸品などの歴史的遺産を指定し、整備、修理や防災事業に助成しています。また、開発などにより埋蔵文化財が失われないよう調整し、発掘調査などの措置を講じた上で、資料の保存と活用を図っています。

○歴史的文化的遺産にふれる場と機会づくり

豊かな文化的環境の創造に資するため、弥生文化博物館（和泉市）、近づ飛鳥博物館（河南町）、日本民家集落博物館（豊中市）で、様々な資料や情報を収集・展示し、講座、体験学習などを多彩に行ってています。また、近づ飛鳥風土記の丘では、豊かな自然の中に残された多くの古墳をご覧いただけます。また、狭山池博物館（大阪狭山市）では、狭山池ダム建設工事に伴う調査で発見された「1400 年間の歴史を刻む堤体断面や東堀・木製枠工」などの貴重な土木遺産を展示・紹介しています。

私たち一人ひとりができること

- 一人一鉢、花や木を育てましょう。
- 自然の中で生きている虫や草花などは採らずに観察するだけにしましょう。
- 山、川、海などにごみを捨てないようにしましょう。
- ハイキングなどで持っていた物はすべて持ち帰りましょう。
- 家のまわりやまちに緑をふやしましょう。
- 地域の景観づくり、まちづくりに積極的に参加しましょう。
- 外来生物を屋外に放すことは止めましょう。

すべての主体が積極的に参加し行動する社会に

～環境配慮のためのしくみづくり～

循環型社会の構築には、環境に配慮したライフスタイルや経済社会システムへ変えていかなければなりません。このためには、府民、事業者、民間団体そして行政などすべての主体が環境に配慮した行動を自主的積極的に取り組むとともに、パートナーシップをもって取り組む必要があります。

パートナーシップによる環境保全活動の促進

○環境情報交流のための施設整備

環境に関する情報提供をはじめ、府民、環境NPOなどの環境保全活動を支援するための施設として、環境農林水産総合研究所内に「環境情報プラザ」（情報コーナー・研修室・小会議室・環境実験室）を開設し、環境関連図書・ビデオ・パネルなどの貸出しやセミナー・環境教室などの活動の場として広く府民に提供しています。

また、環境NPO、自治体などで構成する交流団体「かけはし」において、府が事務局となり情報交流を促進し、メンバーとともに交流会・セミナー等を協働開催するなど、パートナーシップの構築に努めています。

URL : <http://www.epcc.pref.osaka.jp/center/plaza/kakehashi/>



環境実験室の利用風景

環境アセスメントの推進

規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、事業者において適正な環境配慮がなされるよう、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例に基づき、住民、市町村長、学識経験者の意見を聴き、必要な指導や助言を行っています。

環境教育・環境学習の推進

○学校などにおける環境教育の取組みの推進

大阪府環境教育等推進方針に基づき、学校・地域などの様々な場における環境教育を進めるため、市町村やNPO・企業などと連携しながら事業を実施しています。

・府域の環境活動の取組みを推進するため、環境資源に関する情報をデータベース化し、インターネットを活用して提供する総合環境資源情報ポータルサイト「エコあらかると」を開設しました。

○体験型環境学習のフィールドづくり

「人と自然との共生」をテーマに、里山での生活体験や自然体験などを通じて、自然に対する府民の認識や理解を深めるための拠点的施設として、泉南市内に里山の自然学校「紀泉わいわい村」を開設し、様々な体験プログラムを提供しています。

○おおさか身近な生きもの調査

小学校の児童を主体とした環境学習として、自然環境の指標となる身近な動植物等の生息状況調査を実施しています。調査結果及びその考察等は、小学校等での事後の学習教材や府域の自然環境の“現状”と“時系列変化”的把握のための資料として役立てる事ができます。

環境監視・分析および調査研究の推進

環境農林水産総合研究所では、浮遊粒子状物質の発生機構及び組成に関する研究や、スギの大気浄化機能を活用したスギ木口の内装材の開発研究などを行うとともに、大気汚染、酸性雨など環境に関する測定や検査・分析、有害化学物質の分析手法の開発などに取り組んでいます。

また、環境基準が設定された粒径 2.5μm以下の微小粒子状物質（PM2.5）について、質量濃度や成分の分析を行い、汚染状況の実態把握を行っています。

さらに、資源循環や環境負荷の低減を目的とした様々な調査研究を行っています。



乳牛にリサイクル飼料（梅酒漬け梅）を与える技術の開発



害虫であるアブラムシの天敵農薬としての飛ばないナミテントウの実用化

環境技術の普及支援

大阪が抱える環境問題の克服に役立つ技術を中心に、府の関係機関などと連携して、研究開発の奨励や技術情報の提供など、環境技術の普及に関する支援に取り組んでいます。

おおさかエコテック（環境技術評価・普及事業）では、大阪発の優れた環境関連技術の普及の促進を目的として、一定以上の評価を受けた技術について、広くユーザーに情報提供しています。



おおさかエコテック
ロゴマーク

府自らの環境配慮への取組み

大阪府自らも事業者、消費者の立場であることから率先して環境配慮の取組みを進めていきます。

○「府庁エコアクションプラン」の推進

「大阪21世紀の環境総合計画」を踏まえ、府職員が率先して取り組む行動計画として、「大阪府庁エコアクションプラン－地球温暖化対策大阪府庁実行計画－」に基づき、省エネルギーや省資源の取組みを推進するなど、環境配慮の徹底に努めています。

○環境マネジメントシステムの取組みの推進

平成11年2月から環境マネジメントシステムの国際規格である「ISO14001」認証登録を継続してきましたが、10年にわたる運用によりシステムの定着が図れたことから、平成21年3月末をもってISO認証を返上しました。

平成21年4月からは、府独自の環境マネジメントシステムに移行し、全庁を対象に自らの事務事業活動に伴う環境負荷の低減に努めています。

○大阪府グリーン調達方針の推進

環境負荷の低減に資する物品の調達に関する方針を毎年度策定し、大阪府におけるグリーン購入の推進を図っています。平成21年度は、紙類、文具類、家電製品、公共工事などの20分野について目標を定め、グリーン購入に努めています。

グリーン調達（購入）

商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく「環境」の視点を重視し、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで優先的に調達（購入）することです。

大阪府庁の事務事業における環境負荷データは、「エコギャラリー～おおさかの環境ホームページ～」に掲載しています。
URL:http://www.pref.osaka.jp/kannosuisoken/hakusyo/h22_05-14.pdf

<環境関係ホームページの紹介>

◆エコギャラリー～おおさかの環境～

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/>

大阪府の環境に関する情報発信の窓口となるホームページです。イベント情報や各種の行政情報のほか、大気環境の状況や光化学スモッグ注意報などの発令状況に関する情報をリアルタイムで提供し、メールマガジンで配信しています。また、河川などの水質調査結果をデータベース化して公開しています。

◆おおさかリサイクルナビ

<http://www.pref.osaka.jp/shigenjunkan/recycle/index.html>

大阪のリサイクルの状況などが一目で分かるページを開設し、知事からのメッセージとともに、大阪府のリサイクル率、府や各市町村の取組み状況、リサイクル物のゆくえ、リサイクルへの取組み方法等、府民のみなさんがリサイクルに取組むための様々な情報を集めています。

◆かんきょう交流Room

<http://www.pref.osaka.jp/chikyukankyo/room/index.html>

豊かな環境の保全と創造に関する施策を推進することを目的に、府民団体・事業者団体・行政及び学識経験者で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」のホームページです。

「おおさか環境賞」などの事業紹介のほか、電子広報誌「かんきょう夢ひろば」が掲載されています。

◆エコあらかると

<http://www.epcc.pref.osaka.jp/eco/>

行政やNGO/NPO、企業などが保有する環境教育プログラム等の環境資源情報をデータベース化し、子どもから大人まで幅広く、積極的に環境活動に取り組んでいただくことを目的に開設したホームページです。

府内の環境関連イベントや、環境活動・環境学習の場として活用できるフィールドなどの情報が掲載されています。